

副 本

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原 告 Ambika Buddha Singh

被 告 国ほか1名

準 備 書 面 (7)

令和3年3月26日

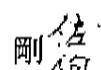
東京地方裁判所民事第4部合議B係 御中

被告国指定代理人

山 本



佐 伯



被告国は、本準備書面において、原告第9準備書面における相互保証に係る原告の主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに定義するものほか、従前の例による。

第1 原告の主張

原告は、令和2年9月30日付け仙台高等裁判所判決（甲23。以下「仙台高裁判決」という。）を引用し、外国人が国賠法1条1項に基づき国家賠償請求をする場合は、当該外国との関係で相互の保証がないことを国側において抗弁として主張立証すべきであるなどと主張する（仙台高裁判決523ないし525ページ、原告第9準備書面・1及び2ページ）。

第2 被告国の反論

1 仙台高裁判決の判断は、国賠法6条の解釈を誤ったものであり、同判決に依拠する原告の主張に理由がないこと

(1) 国賠法6条は、「この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。」と定めている。

国賠法6条の立法趣旨は、被告国準備書面(4)第2の1（3及び4ページ）で述べたとおり、我が国の国民に保護を与えない国の国民に我が国が積極的に保護を与える必要はないという衡平の観念に基づくものであるが（昭和22年7月28日第1回国会衆議院司法委員会議録第6号87ページ、西埜章・国家賠償法コンメンタール〔第3版〕1388及び1389ページ、古崎慶長・国家賠償法の理論235ページ），その一方で、国の賠償責任について外国が我が国と全く同一の要件を定めていることは期待し難いことからすると、「相互の保証がある」とは、結局のところ、国賠法が定める要件と実質的に同等の要件であることを要し、かつそれをもって足りるものと解される（外国裁判所の確定判決の効力に関する最高裁昭和58年6月7日第三小

法廷判決・民集37巻5号611ページ)。

この点、本件における国に対する原告の請求は、判然としないところもあるが、検取事務官において、亡アルジュンの両手首に装着されていた金属製手錠の解錠を指示する行為について注意義務違反があるかを問うものと解される。そこで、本件について、相互保証があるか否かを検討するに当たっては、亡アルジュンの国籍国であるネパールにおいて、日本人を被害者とする本件と同様の事案について、国賠法1条1項の要件と実質的に同等の要件で、当該日本人に対し、ネパール政府が賠償責任を負うか否かが検討されなければならない。

(2) また、相互保証があることの主張立証責任は、被告国準備書面(4)第2の2(4及び5ページ)で述べたとおり、被害があったとする外国人(原告)が負うと解すべきである。

すなわち、相互保証の主張立証責任については、「外国人が、国家賠償法1条・2条によって、日本の国又は公共団体に対し、損害賠償請求をするには、同法6条による相互保証のあることを、主張立証しなければならない(原告にとって、自国の法制を明らかにすることは、そう困難ではない)。相互保証のあることが、損害賠償請求権発生の要件であるからである。」(古崎慶長・国家賠償法256ページ)、国賠法6条の規定は「権利根拠規定と解する見解が相当である。そうすると、被害者である外国人(原告)が相互保証のあることにつき、主張・立証責任を負うことになる」(鈴木康之「相互保証」村重慶一編・裁判実務大系18・84ページ)と解されているほか、東京地方裁判所昭和47年6月26日判決(判例タイムズ285号266ページ)も、「国家賠償法6条は、外国人に対して相互保証の存することを条件として同法上の請求権を与えたもの、すなわち同条は外国人にとつて同法上の権利根拠規定と解するのが相当であるから、右相互保証が存する旨の主張 자체が請求原因を構成する」と判示しているところである。

(3) したがって、相互保証の有無は、被害があったとする外国人（原告）において、国賠法1条1項の要件と実質的に同等の要件で、当該外国人の国籍国が、本件と同様の事案について、被害者である日本人に対し賠償責任を負うことを主張立証することが必要であるというべきである。この結論は、証拠等との距離においても、当該外国人らは領事館等を通じて当該外国の法に接することが可能であるから、かかる実質的な見地に照らしても、妥当であるということができる。

(4) これに対し、仙台高裁判決は、「外国人が国賠法1条1項に基づき国家賠償請求する場合は、当該外国との関係で相互の保証がないことを国側において抗弁として主張立証すべきと解するのが相当である。」（仙台高裁判決524ページ）として、国において「我が国と当該国の国家賠償請求に係る制度（要件及び効果等）が重要な点において同一ではなく、相互の保証を認めることによって国賠法6条の依拠する（中略）衡平の観念に反することとなることについて立証を要すると解するのが相当である。」（仙台高裁判決524及び525ページ）と判示する。

しかしながら、前記(2)のとおり、相互保証に関する主張立証責任は原告において負うと解すべきであるから、仙台高裁判決の前記判示は、相互保証に関する立証責任について、国賠法6条の解釈を誤ったものである。したがって、これを引用する原告の主張には理由がない（なお、同判決に対しては、国において上告受理申立て中である。）。

2 ネパールとの間に「相互の保証」があるとは認められないこと等

そして、被告国準備書面(4)第2の3及び4（5ないし7ページ）で述べたとおり、原告が挙げる「ヤータナに対する賠償法2053」を前提にしても、原告は、ネパールにおいて、公務員の注意義務違反により、拘禁中の者に対し損害を与えたとされる場合に、「ヤータナに対する賠償法2053」が当然に適用され、ネパール政府が損害賠償責任を負うのかについては何も立証してお

らず、むしろ、ネパール政府からの回答によれば、ネパールとの間に相互保証がないことは明らかである。

また、同準備書面第2の5（7及び8ページ）で述べたとおり、仮に相互保証が認められる余地があるとしても、国賠法6条の立法趣旨に鑑みれば、損害賠償の範囲は限定されるというべきである。

第3 結語

以上のことより、「相互の保証」に係る原告の主張には理由がなく、我が国とネパールとの間に相互保証は認められないであるから、原告の請求は、速やかに棄却されるべきである。

以上